

資料編

<数値目標一覧>

I 結婚の希望を叶えるための支援

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
やまぐち結婚応援センター*の引き合わせ実施数 (累計)	9,325 件	17,600 件
学校内子育てひろば*の設置校数	53 校	81 校
企業誘致件数	40 件 (R4 年)	125 件 (R7~R11 年度累計)
関係支援機関の支援による創業数 (5 年間の累計)	1,167 件 (R1~R5 年度)	1,200 件 (R7~R11 年度累計)

II 妊娠・出産の希望を叶えるための支援

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
こども家庭センター設置市町数	8 市町 (R6 年度)	全 19 市町 (R8 年度)
まちかどネウボラ*認定数	93 箇所	110 箇所
やまぐち子育て A I コンシェルジュの利用者数	9,910 件	24,000 件
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	96.0% (R4 年度)	増加させる
十代の人工妊娠中絶実施率 (女子人口千対)	3.3 (R4 年度)	減少させる
十代の性感染症罹患数 (1 定点当たりの報告数)	6.3	減少させる
1 歳 6 か月までの麻疹・風疹ワクチン予防接種率	95.5%	95.0%
3 歳児におけるう歯のない人の割合	86.7% (R4 年度)	95%
乳幼児健康診査の受診率	1 か月 97.3% 3 か月 98.5% 7 か月 97.1% 1 歳 6 か月 97.4% 3 歳 96.5% (R4 年度)	増加させる
周産期死亡率 (出産千対)	山口県平均 3.8 全国平均 3.5 (H25 年~R4 年の 10 年間の平均)	全国平均以下 (R 元年~R10 年の 10 年間の平均)
出生に対する低出生体重児の割合	9.8% (R4 年度)	減少させる

Ⅲ 安心して子育てできる環境づくり

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
延長保育	264 箇所	293 箇所
病児保育*	36 箇所	42 箇所
子育て短期支援（ショートステイ*）（市町数）	17 市町（R6年度）	19 市町
子育て短期支援（トワイライトステイ*）（市町数）	8 市町（R6年度）	19 市町
子育て支援を行っている私立幼稚園の割合	95.8%	100%
幼稚園での一時預かり*	86 箇所	135 箇所
保育所等利用待機児童数	14 人（R6年度）	0 人
放課後児童クラブ*待機児童数	620 人（R6年度）	0 人
児童発達支援センター設置市町数	14 市町	19 市町（R8年度）
12歳児でむし歯（う歯）のない人の割合	74.4%	82%
スマートフォン等の使い方について、家庭での約束がない児童生徒の割合	小学校 15.8% 中学校 23.5% （R4年度）	減少させる
全国学力・学習状況調査の全国平均との差（公立小・中学校） ※（ ）内の数値は全国平均	小6国語 67% （67.2%） 小6算数 61% （62.5%） 中3国語 70% （69.8%） 中3数学 52% （51.0%）	小・中学校全区分で 全国平均を3ポイント上回る
勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 61.6% 中学校 62.6%	80.0%
将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 83.9% 中学校 66.1%	小学校 88.0% 中学校 75.0%
コミュニティ・スクール*を核とした交流及び共同学習を、地域住民や大学・企業等の参画を得て実施した総合支援学校数	4校	12校
読書が好きと感じている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小学校 70.4% 中学校 65.9%	80.0%

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の体力合計点(体力8項目の結果をそれぞれ10点満点で得点化した合計点)の県平均点(公立小・中学校) ※()内の数値は全国平均	小5男 52.2点 (52.5点) 小5女 53.8点 (53.9点) 中2男 42.5点 (41.7点) 中2女 48.6点 (47.2点) (R6年度)	全国平均値を超える
高校生等の就職決定率	99.5%	100%
高校在学中に、体験的キャリア教育*(インターンシップ*、大学・企業訪問等)を経験した生徒の割合	99.9%	100%
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	97.2%	100%
やまぐち型家庭教育支援チーム*の設置率	43.1%	全中学校区の65%以上
地域協育ネット*コーディネーター養成講座修了者数(累計)	594人	900人
朝食を毎日食べる児童生徒の割合(公立小・中学校)	小6 94.1% 中3 92.5% (R6年度)	100%
野外活動及びAFPY*の指導実践者数	116人	170人
学校芸術文化ふれあい事業等を活用して、舞台芸術を鑑賞した公立小・中学生の割合(年間)	33.6%	33.4%
青少年国際交流事業参加者数(累計)	1,186人	1,286人
いじめの解消率(公立小・中・高等学校・総合支援学校)	92.3%	100%
千人当たりの不登校児童生徒数(公立小・中・高等学校)	小・中学校 37.9人 高等学校 9.8人	小・中学校 16.5人 高等学校 4.8人
「こども食堂*」箇所数	177箇所	230箇所
「子どもの居場所づくり*」実施市町数	5市	10市町以上

IV 困難を有する子どもへの支援

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
こども家庭センター設置市町数 [再掲]	8市町 (R6年度)	全19市町 (R8年度)
里親*委託率	3歳未満 13.0% 3歳以上就学前 29.9% 学童期以降 23.6%	3歳未満 75.0% 3歳以上就学前 75.0% 学童期以降 50.0%

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
里親*等委託子ども数	105人	209人
登録里親数	232世帯	292世帯
委託里親数	66世帯	160世帯
ファミリーホーム*数	8施設	12施設
社会的養護*下の子どもの特別養子縁組*成立件数（年度当たり）	3件	6件
小規模かつ地域分散化された施設数	29施設	32施設
一時保護所*の平均入所率	45.5%	75.0%

V 安心して子どもを生み育てるために必要な担い手の確保・資質向上

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
産婦人科・産科医師数（15～49歳女子人口10万人当たり）	山口県平均 49.8 全国平均 49.0 （R4年度）	全国平均以上
小児科医師数（小児人口10万人当たり）	山口県平均 91.2 全国平均 122.6 （R4年度）	全国平均以上
「授業の内容がよくわかる」児童生徒の割合（公立小・中学校）	小国 86.9% 小算 83.1% 中国 82.9% 中数 77.4%	小国 90.0% 小算 90.0% 中国 90.0% 中数 90.0%

VI 働き方改革の推進

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
25～44歳の働く女性の割合	80.8%（R4年度）	87.0%
やまぐち女性の活躍推進事業者*数	278事業者	450事業者
育児休業取得率（男性）	31.0%（R4年度）	78.0%
年間総実労働時間（5人以上事業所）	1,648時間（R5年）	1,630時間（R11年）
民間企業の年次有給休暇取得率	67.6%（R4年度）	70.6%
「やまぐち“とも×いく”応援企業」登録企業数	31社	1,000社
6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	88分（R3年度）	増加させる

VII 子どもと子育てにやさしい社会づくり

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
「やまぐち子育て応援パスポート」協賛事業所登録数	2,024事業所	2,050事業所

項目	現状（R5年度）	目標値（R11年度）
「家庭の日*」協力事業所の登録数	997 事業所	増加させる
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度協力施設数	1,038 施設	1,200 施設（R9年度）
デマンド型乗合タクシー等導入数（累計）	69 箇所	81 箇所
ノンステップバス*導入率	80.7%（R4年度）	84.3%
登下校中における子どもの交通事故負傷者数（年間） ※車両送迎中に負傷したものも含む	38 人	27 人
民間犯罪被害者支援団体ボランティア数	45 人	55 人
日時等を事前に告げない避難訓練を実施している学校の割合	64.9%	80%
専門家と連携した防災学習を実施している学校の割合	66.8%	80%

<参考：社会的養護*関連の数値目標>

社会的養護に関して、こども家庭庁支援局長通知（R6.3.12 付）に基づき国が示した項目の令和 11 年度までの目標値を定めた上で、別途、国に進捗状況を毎年度報告することになっています。

代表的なものについては本プランの数値目標としていますが、それ以外の細密な数値目標を参考までに下記のとおり掲載します。

(1) 当事者である子どもの権利擁護の取組

項目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
社会的養護にかかわる関係職員（児童相談所*、一時保護所*、里親*・ファミリーホーム*、施設、里親支援センター*、児童家庭支援センター*、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者数	3 回 680 人	3 回 570 人
意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数及び割合	18 人 1.4%	1,300 人 100%
措置児童を対象とした日ごろから意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度		
①日ごろから意見を表明できる子どもの割合	① —	①100%
②日ごろから意見を大切に扱われたと感じる子どもの割合	② —	②100%
③日ごろから意見についてどう対応するか説明を受けている子どもの割合	③ —	③100%

(2) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

項目	現状（R5 年度）	目標値（R11 年度）
こども家庭センター設置市町数	8 市町(R6 年度)	全 19 市町(R8 年度)
こども家庭福祉行政に携わる市町職員に対する研修の実施回数、受講者数	15 回 50 人	16 回 100 人
市町子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策（事業ごと）		
①子育て短期支援事業	① 1,451 人	① 2,680 人
②養育支援訪問事業	② 1,773 人	② 1,389 人
③一時預かり事業	③521,233 人	③361,829 人
④子育て世帯訪問支援事業	④ —	④ 1,254 人
⑤児童育成支援拠点事業	⑤ —	⑤ 119 人
⑥親子関係形成支援事業	⑥ —	⑥ 110 人

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
市町における子育て短期支援事業を委託している里親*・ファミリーホーム*、児童家庭支援センター*数	22 箇所	28 箇所
児童家庭支援センターの設置数	5 箇所	6 箇所
児童相談所*から児童家庭支援センターへの在宅指導措置委託件数	10 件	16 件
市町から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	5 箇所 (R6 年度)	6 箇所

(3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	1 箇所 (R6 年度)	1 箇所
助産施設の設置数	5 箇所	5 箇所
特定妊婦*等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数	1 回 87 人	1 回 140 人

(4) 一時保護改革に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
一時保護所*の定員数	27 人	27 人
一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数	159 箇所 (R6 年度)	191 箇所
一時保護所職員に対する研修の実施回数、受講者数	1 回 3 人	1 回 5 人
第三者評価を実施している一時保護所数・割合	0 箇所 0%	1 箇所 100%
一時保護所の平均入所率	45.5%	75.0%

(5) 代替養育*を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	0 件 (R6 年度)	41 件
保護者への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	0 回 0 人	5 回 55 人
児童相談所を通じた特別養子縁組*の成立件数	1 件	4 件
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	2 件	2 件
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	20 人	20 人

(6) 里親*・ファミリーホーム*への委託の推進に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率		
①3歳未満の里親等委託率	①13.0%	① 75.0%
②3歳以上就学前の里親等委託率	②29.9%	② 75.0%
③学童期以降の里親等委託率	③23.6%	③ 50.0%
④里親等登録率	④70.0%	④ 104.1%
⑤里親等稼働率	⑤34.2%	⑤ 52.1%
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録数、新規里親登録数、委託里親数、委託子ども数		
①里親登録数(全体)	①232 世帯	①292 世帯
②養育里親登録数	②199 世帯	②253 世帯
③専門里親登録数	③ 24 世帯	③ 35 世帯
④養子縁組里親登録数	④119 世帯	④137 世帯
⑤新規里親登録数(年度当たり)	⑤ 23 世帯	⑤ 20 世帯
⑥委託里親数	⑥ 66 世帯	⑥160 世帯
⑦委託子ども数	⑦105 人	⑦209 人
ファミリーホーム数	8 施設	12 施設
里親登録に係る県児童福祉審議会の開催件数	3 件	3 件
里親支援センター*の設置数	1 箇所(R6 年度)	1 箇所
里親に対する基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数	5 回 83 人	8 回 100 人

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
小規模かつ地域分散化した施設数・入所児童数	29 施設 148 人	32 施設 160 人
養育機能強化のための専門職(家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等)の加配施設数、加配職員数	11 施設 35 人	11 施設 35 人
養育機能強化のための事業(親子支援事業、家族療法事業等)の実施施設数	8 施設	11 施設
一時保護専用施設の整備施設数	1 施設	2 施設
児童家庭支援センター*の設置施設数	5 施設	6 施設
里親支援センター、里親養育包括支援(フォスタリング)事業の実施施設数	1 施設(R6 年度)	1 施設
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	0 施設(R6 年度)	0 施設

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
市町の家庭支援事業を委託されている施設数 (事業ごと)		
①子育て短期支援事業	① 11 施設	① 11 施設
②養育支援訪問事業	② 2 施設	② 2 施設
③一時預かり事業	③ 0 施設	③ 0 施設
④子育て世帯訪問支援事業	④ 2 施設	④ 3 施設
⑤児童育成支援拠点事業	⑤ 1 施設	⑤ 2 施設
⑥親子関係形成支援事業	⑥ 1 施設	⑥ 1 施設
	(R6 年度)	

(8) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
児童自立援助事業の実施箇所数 (I 型～III 型 それぞれの入居人数)		
①箇所数	①13 箇所	①15 箇所
②I 型の入居人数	②21 人	②21 人
③II 型の入居人数	③ 2 人	③ 5 人
④III 型の入居人数	④ 2 人	④ 5 人
	(R6 年度)	
社会的養護自立支援拠点*事業の整備箇所数	1 施設(R6 年度)	1 箇所

(9) 児童相談所*の強化等に向けた取組

項目	現状 (R5 年度)	目標値 (R11 年度)
第三者評価を実施している管内児童相談所 数・実施割合	0 箇所 0% (R6 年度)	6 箇所 100%
児童福祉司、児童心理司の配置数	85 人(R6 年度)	85 人
市町支援児童福祉司の配置数	1 人(R6 年度)	1 人
児童福祉司スーパーバイザーの配置数	11 人(R6 年度)	11 人
医師の配置数	常勤 0 人 非常勤 14 人 (R6 年度)	常勤 0 人 非常勤 14 人
保健師の配置数	7 人(R6 年度)	7 人
弁護士の配置数	常勤 0 人 非常勤 6 人 (R6 年度)	常勤 0 人 非常勤 6 人
こども家庭福祉行政に携わる県(児童相談所) 職員における研修(児童福祉司任用後研修、 こども家庭ソーシャルワーカー*の養成に係 る研修等)の受講者数	13 人(R6 年度)	13 人
専門職採用者数	7 人(R6 年度)	7 人

＜やまぐち子ども・子育て応援プランの施策展開とこども大綱*の関連表＞

本プランは「こども大綱」を勘案して策定しています。
本プランと「こども大綱」との関連を以下に示します。

施策体系	こども大綱 (こども施策に関する重要事項等) 項目	ライフステージを通じた重要事項							ライフステージ別の重要事項				
		こども・若者が権利の主体であることとの社会全体での共有等	多様な遊びや体験できる機会づくり	こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	こどもの貧困対策	障害児支援・医療的ケア等への支援	児童虐待防止対策	こども・若者の自殺対策、犯罪などから子どもを守る取り組み	こどもの誕生前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	学童期・思春期	こどもが安心して過ごせる質の高い教育の再生等	居場所づくり	安心できる子育て環境の確保
I	結婚に向けた支援の充実												
	ライフデザイン構築のための支援												
	若者の安定した雇用に向けた支援												
	魅力ある雇用の場づくり												
II	妊娠期からの切れ目のない支援			○					○				
	健康な体づくり・母子保健対策の充実			○					○				
	不妊症や不育症に悩む人への支援								○				
	周産期医療の充実								○				
III	子育て家庭の負担軽減			○	○								
	幼児教育・保育の充実						○				○		
	多様なニーズに応じた子育て支援						○				○		
	子どもの健康づくり			○					○	○		○	
	教育環境の整備	○	○			○						○	
	子どもの居場所づくり		○										○
IV	児童虐待防止対策の推進								○				
	社会的養護の推進								○				
	子どもの貧困対策					○							
	ひとり親家庭への支援					○							
	ヤングケアラーへの支援								○				
V	保育士、幼稚園教諭、保育教諭の確保・資質向上										○		
	医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、管理栄養士・栄養士の確保・資質向上			○						○			
	教職員の確保・資質向上		○									○	
	その他専門人材等の確保・資質向上						○	○			○		
VI	仕事と子育ての両立に向けた支援												
	男性の家事・育児参画の推進		○										
VII	地域・企業・団体の連携による支援												
	こどもや子育てにやさしい休み方改革の推進												
	多様な担い手による子育て支援												
	子どもと子育てにやさしい風土づくり		○				○						
	子どもの安全確保								○				

子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例

平成 19 年山口県条例第 46 号

豊かな自然と多様な文化に恵まれた山口県で、次代の社会を担うすべての子どもが夢と希望を持ち、健やかに育つことは、私たち山口県民の願いである。

一方、急速な少子化の進行は、家族の構成や雇用形態の変化と相まって、山口県の将来に対して、子どもを育成する環境の悪化、地域の活力の低下等の県民生活の全般にわたる深刻な影響をもたらすことが懸念される。

こうした状況に歯止めをかけ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するためには、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、これを構成するすべての人が、それぞれの責任と役割を果たして、結婚、出産及び子育てに対する不安の軽減、職業生活と家庭生活との両立を妨げている諸要因の解消等を図ることが重要である。

ここに、私たちは、子どもや子育てを社会全体で愛情を持ってやさしく見守り、かつ、支えることができる社会を実現するために共に力を合わせて取り組んでいくことを決意し、そのような取組の積み重ねが、やがて風土や住みよさとして、親から子へ、子から孫へと受け継がれていくことにより、山口県らしい子育ての文化が創造されることを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子育て支援・少子化対策について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、子育て支援・少子化対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子育て支援・少子化対策を総合的に推進し、もって子育てに関する豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子育て支援・少子化対策」とは、県民が安心して子どもを生み、誇りと喜びを感じながら子どもを育て、及び子どもの成長を愛情をもってやさしく支えることができる社会を実現するために行われる取組をいう。

(基本理念)

第3条 子育て支援・少子化対策は、子どもの権利が尊重されること及び子どもの利益が考慮されることを旨として、推進されなければならない。

2 子育て支援・少子化対策は、子どもの成長の程度に応じて、その意見が適切に反映され、及びその主体的な取組が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

3 子育て支援・少子化対策は、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場(以下「社会全体」という。)において、これを構成するすべての者が相互に子育てを支援することを旨として、推進されなければならない。

4 子育て支援・少子化対策は、子どもを生み、育てる者がひとしく支援を受けることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 子育て支援・少子化対策は、結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

6 子育て支援・少子化対策は、これまでの地域における取組の成果を有効に活用して、推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子育て支援・少子化対策に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町との連携)

第5条 県は、前条の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、子育て支援・少子化対策の推進に自ら努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 父母その他の保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、かつ、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもに対し生活のために必要な習慣を身に付けさせて、子どもを健やかに育てるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるとともに、県が実施する子育て支援・少子化対策に関する施策に協力する責務を有する。

2 事業者は、前項の規定により雇用環境を整備するに当たっては、職場における慣行、職場の雰囲気その他の労働者の意識に起因する事情により子育てについて支援する制度の活用が妨げられることのないよう、職場における労働者の間の相互理解の促進に特に配慮しなければならない。

(社会全体における県民等の連携及び協力)

第8条 県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「県民等」という。)は、社会全体において子育て支援・少子化対策を推進するに当たっては、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(県民運動)

第9条 県民等は、子育て支援・少子化対策が地域の特性を生かして行われるようにし、かつ、社会全体において子どもの成長及び子育てを支える気運の醸成を図るための活動(以下「県民運動」という。)を行うよう努めるものとする。

2 県は、県民運動が促進されるように、学習の機会及び情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭の日)

第10条 県民は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族と触れ合い、その他家族のきずなを深めるための取組をするよう努めるものとする。

2 事業者又は県民若しくは事業者の組織する民間の団体は、毎月第3日曜日を標準として、おおむね毎月1回以上、一定の日を定めて、前項の規定による取組を支援する取組をするよう努めるものとする。

3 県は、毎年、期間を定めて、家庭の日(前2項の規定により県民等が定める日をいう。)の趣旨について啓発活動を行うものとする。

(基本的施策)

第11条 県は、子育て支援・少子化対策の推進に資するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 社会を構成するすべての者が結婚、出産及び子育てを支える気運を醸成すること。

二 子どもの心身の成長過程に応じた保健医療サービスの充実及び家庭における健康の増進を図ること。

三 子どもを生み、育てる者の負担の軽減を図ること。

四 子どもに社会生活の基礎となる学力を身に付けさせるとともに、子どもの豊かな心及び健やかな身体をはぐくむこと。

五 職業生活と家庭生活との両立を支援すること。

六 地域において子育てを支援する体制及び住宅、公園その他の生活環境を整備すること。

七 市町及び県民等と共同して子どもの安全の確保及び健全な育成を図ること。

(計画の策定等)

第 12 条 知事は、前条に定める施策その他の子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子育て支援・少子化対策の推進に関する計画(以下「計画」という。)を策定しなければならない。

2 計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 子育て支援・少子化対策の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 子育て支援・少子化対策の推進に関する目標
- 三 子育て支援・少子化対策の推進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前3号に掲げるもののほか、子育て支援・少子化対策の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

4 知事は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

5 知事は、計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、計画の変更について準用する。

(事業者の報告)

第 13 条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境の整備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(推進体制の整備)

第 14 条 県は、市町及び県民等と連携しつつ、子育て支援・少子化対策に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 県は、子育て支援・少子化対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 16 条 知事は、毎年、県議会に、子育て支援・少子化対策の推進の状況及び子育て支援・少子化対策に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

(山口県子育て文化審議会)

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、審議会を置く。

- 一 子育て支援・少子化対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに子育て支援・少子化対策に関する施策についての建議に関する事務
- 二 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 4 項各号に掲げる事務
- 三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務

2 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 子育ての支援に関する団体を代表する者
- 三 事業者を代表する者
- 四 労働者を代表する者
- 五 市町の長を代表する者
- 六 関係行政機関の職員
- 七 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

4 前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 山口県子育て文化審議会は、第 17 条第 1 項の改正規定(同項第 3 号に係る部分に限る。)の施行の前においても、改正法附則第 9 条の規定により改正法の施行の前においても行うことができることとされた改正法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務を行うことができる。

附 則(令和 5 年条例第 10 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

山口県子育て文化審議会規則

平成 19 年山口県規則第 91 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例(平成 19 年山口県条例第 46 号)第 17 条第 4 項の規定に基づき、山口県子育て文化審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議に準用する。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部こども・子育て応援局こども政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例の一部を改正する等の条例(令和 5 年山口県条例第 33 号)の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に任命された委員の任期は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成 26 年規則第 11 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規則第 37 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年規則第 57 号)

この規則は、公布の日から施行する。

山口県子育て文化審議会委員名簿

区 分		所属等	氏 名
学識経験者	学 識	山口大学経済学部教授	◎鍋 山 祥 子
		山口県立大学社会福祉学部准教授	横 山 順 一
		宇部フロンティア大学短期大学部教授	○伊 藤 一 統
	教 育	山口市立白石小学校長	小 野 晃 子
		宇部市立川上中学校長	大 山 隆 史
		山口県立下関北高等学校長	原 本 悦 美
関係団体	子育て支援	(一財)山口県保育協会副会長	宮 原 大 地
		学校法人四恩学園四恩幼稚園園長	見 山 任 昭
		山口県地域活動連絡協議会副会長	安 光 真裕美
		山口県母子保健推進協議会会長	百 衣 万里子
		山口県P T A連合会副会長	友 景 里 絵
	地域福祉・医療分野	(社福)山口県社会福祉協議会事務局次長兼総務企画部長	大 倉 福 恵
		(一社)山口県医師会常任理事	河 村 一 郎
		(一財)山口県母子寡婦福祉連合会理事	谷 岡 富美枝
		(一財)山口県児童入所施設連絡協議会会長	川 村 宏 司
		(一財)山口県里親会会長	河 内 美 舟
		山口県障害福祉サービス協議会会長	古 川 英 希
	県民運動	子育て県民運動地域推進協議会副会長	杉 山 美 羽
		山口県青少年育成県民会議副会長	木 橋 悦 二
	事業者代表	(株)西京銀行湯田支店次長	徳 本 智 子
労働者代表	(一社)山口県労働者福祉協議会専務理事	藤 山 毅	
市町の長	下松市こども未来部長	今 谷 光 代	
関係行政機関	山口家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	中 島 英 子	
	山口労働局職業安定部訓練課長	永 岡 英 憲	
公募委員	会社員	松 本 睦	
	大学生	漆 下 まどか	
	大学生	瀧 本 あすか	

◎会長 ○副会長

<用語解説>

プランに記載されている用語のうち、専門的な用語、十分に定着していない用語などについて、その解説を記載しています。なお、用語の右側に付しているページ番号は、以下の用語が出てくるページを示しています。

A～Z

*AI【P15】

Artificial Intelligence の略。「人工知能」のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術のこと。

*AFPY（アフピー）【P33, 37, 87】

「Adventure Friendship Program in Yamaguchi」の略。他者と関わり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法のこと。

*CBT【P29】

「Computer Based Testing」の略。コンピュータ上で実施する試験のこと。

*ICT【P25, 29, 34, 44, 50】

「Information and Communication Technology」の略。「情報通信技術」のこと。インターネットを活用した情報共有を実現する技術の総称。

*CSサポーター【P45】

地域連携教育の推進に向け、県立高校等に配置され、配置校におけるコーディネーター及び学校運営協議会の開催・運営に係る庶務等を行う者のこと。

*CSチーフ【P45】

地域連携教育の推進に向け、県内7エリアに配置され、配置校におけるコーディネーターと配置エリアのCSサポーター及び市町教育委員会への助言・支援等を行う者のこと。

*SNS【P19, 28, 38, 53, 83】

ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、登録された利用者同士がインターネット上で交流できる会員制サービスのこと。

あ行

*あいサポート運動【P26】

誰もが、多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をつくっていくことを目的とした運動のこと。

*愛着【P40】

子どもが怖くて不安な時などに身近な大人（愛着対象）がその気持ちを受け止め、子どもの心身に寄り添うことで安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台のこと。子どもが自分や社会への基本的な信頼感を得るために欠くこと

のできないものであり、こどもの自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体を発達させていくもの。

***新しい社会的養育ビジョン【P40】**

2016（平成28）年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されたことから、この改正法の理念を具体化するため、有識者による検討会でとりまとめられたもの。

***預かり保育【P25】**

幼稚園（公立・私立）において、教育時間の前後や長期休業中などに、園児を対象に実施する保育のこと。

***新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン【P39】**

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）や「児童虐待防止対策のさらなる推進」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制強化を引き続き計画的に進めるため、国が「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に代わり策定したもの。対象期間は2023年度（令和5年度）～2027年度（令和8年度）。

***イクボス【P48, 49】**

部下のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。

***一般事業主行動計画【P48, 82】**

2005年（平成17年）4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備などの取組を行うために策定する計画のこと。現在、常時雇用する労働者が101人以上の企業に策定が義務付けられ、その他の企業は努力義務となっている。

他に、2016年（平成28年）4月に施行された「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画もある。

***一時預かり【P25, 36, 86】**

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うもの。

***一時保護所【P39, 43, 88, 90, 91】**

児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設のこと。

***医療的ケア児【P10, 11, 26】**

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童のこと。

***インクルーシブ【P24, 55】**

「包摂的な」「包容する」を意味する言葉で、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わりなく、誰もが分け隔て無く社会に受け入れられる概念のこと。

***インクルーシブ教育システム【P25, 31】**

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

***インターンシップ【P30, 31, 37, 87】**

大学生や高校生などが働くことに関する理解を深めるため、在学中に、企業等で一定期間、就業体験を行うこと。

***ウェルビーイング【P13, 33, 52, 82】**

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。

***う蝕【P27】**

歯に生じたむし歯のこと。また、う蝕のある歯を「う歯」又はう蝕歯と呼ぶ。

***横断歩道ハンドサイン運動【P56】**

信号機のない横断歩道において歩行者、運転者がハンドサインを実施することで、双方の意思を明確にし、横断歩道における歩行者の安全確保及び運転者による歩行者優先意識の高揚を図る運動のこと。

***お父さんの育児手帳【P50】**

男性の育児参加に対する意識を高め、育児参加を促し、誰もが安心して生み育てられる環境づくりを推進していくことを目的として、2014年度（平成26年度）から、県内各市町において、母子健康手帳と併せて配布している手帳のこと。

***大人が一人（子どもがいる現役世帯の貧困率のうち「大人が一人」の貧困率）【P7】**

現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）のうち、「大人が一人と17歳以下の子どもがいる世帯」に属する世帯員全体に占める、等価処分所得が貧困線に満たない当該世帯に属する世帯員の割合のこと。

か行

***輝き女性サポーター【P50】**

女性管理職アドバイザー制度において活動する県が認定した県内事業所の女性管理職のこと。

***架け橋期【P25】**

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生までの2年間のこと。生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるための重要な時期として「架け橋期」と呼んでいる。

***家事から始まる男女共同参画手帳【P50】**

家庭内から女性の活躍を支援するため、男性の家事・育児への参加促進を目的とした冊子のこと。具体的な家事分担について夫婦で考えるきっかけとなるよう、家事&育児分担表などを掲載している。

***学校内子育てひろば【P16, 18, 50, 85】**

未来を担う若い世代が、家庭や子どもを持つことの楽しさや素晴らしさを身近に感じる機会を創出するため、中学校や高等学校の学校内に開設し、乳幼児親子と中学生や高校生が交流する「子育てひろば」のこと。

***家庭の日【P28, 54, 58, 89】**

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、県民自らが定める日のこと。事業者や民間団体も同様に「家庭の日」を定め、県民の取組の支援に努めるとしている。

***家庭養育優先原則【P40】**

国及び地方公共団体は、子どもが家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には特別養子縁組や里親・ファミリーホーム等への委託を進め、これらが適当ではない場合には小規模・地域分散化された児童養護施設等での養育を行うこと。児童福祉法第3条の2に規定されている。

***環境学習【P33】**

自然や環境を大切にすることを育み、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習のこと。

***企業内婚活サポーター【P15】**

やまぐち結婚応援企業に登録した企業・団体において、職場のつながりを生かした結婚支援の取組を推進する従業員のこと。

***企業魅力体験プログラム【P17】**

山口しごとセンターと連携し、基礎的能力養成、職場体験、オーディションを組み合わせ合わせた訓練のこと。

***キャリアカウンセリング【P16, 49】**

求職者の適性、職業経験、能力等に応じた職業選択や職業訓練を助言すること。キャリアカウンセリングを行う専門家をキャリアカウンセラーという。

***キャリア教育【P30, 37, 87】**

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。

***旧基準【P7】**

OECDの作成基準に基づく相対的貧困率や子どもの貧困率の算出に用いる可処分所得（所得から税金や社会保険料等を差し引いたもので、いわゆる手取り収入に相当する。）について、2015年（平成27年）に改定される前のものこと。

***共生社会【P31】**

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

***グリーン化【P17】**

エネルギー利用効率の改善、物の生産・消費の効率化・削減、人・物の移動の削減などによるCO₂の排出量削減等により、環境負荷の低減を図ること。

***合計特殊出生率【P1, 2】**

その年次の15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。

***口腔ケア【P20】**

本人や介助者が行う口腔清掃に加え、低下した口腔機能に対する機能的なケアも含まれる。プラークコントロールを中心とした口腔内の歯や粘膜、舌や義歯などの汚れを取り除く器質的口腔ケアと口腔機能の維持・回復を目的とした機能的口腔ケアから構成される。

***高等産業技術学校【P17】**

職業能力開発促進法に基づき、県が周南市と下関市に設置している職業能力開発校のこと。企業の即戦力となる技能を習得するための長期間及び短期間の職業訓練を実施している。

***子育て世代包括支援センター【P19】**

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

***固定的性別役割分担意識【P10, 11】**

個人の能力や資質とは関係なく、「男は仕事」「女は家庭（家事・育児）」など、性別だけで役割を押し付けたり、向き不向きを決めつけたりする考え方のこと。

***こども家庭ソーシャルワーカー【P39, 46, 93】**

こども家庭福祉実務者の専門性向上を目的に設立された認定資格のこと。こども家庭福祉のさまざまな場所・立ち位置で活用・実践できるソーシャルワークを専門的に学び、こども家庭福祉に係る支援の専門性を担保する。

***子ども家庭ソーシャルワーク教育研究所【P44】**

子ども家庭福祉問題に対応できるソーシャルワークの知識と技術を兼ね備えた子ども家庭支援に携わる専門家の育成を行うための教育研究を行う山口県立大学社会福祉学部の附属機関のこと。

***こども食堂【P35, 37, 87】**

地域にある様々な場所を活用して、全ての子どもが安全で安心して気軽に立ち寄ることができる、食事の提供を通じた居場所のこと。

***こども大綱【P1, 4, 94】**

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めるもの。令和5年12月22日閣議決定。

***こども誰でも通園制度【P25】**

保護者の就労要件を問わず、満3歳未満の未就園児が保育所等を月一定時間まで利用できる制度のこと。

***子どもと親のサポートセンター【P32, 34】**

子育て、インターネットに関するトラブル、家庭教育や学校教育等、子どもの教育に関する全般的なことや、いじめ・不登校などについて、子どもや保護者及び教職員に対する相談・支援を行うやまぐち総合教育支援センター内の組織のこと。

***子どもの居場所づくり【P35, 37, 87】**

全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所を提供し、様々な学びや体験活動等の機会の提供を通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、成長・変化を促すことを目的とした活動のこと。

*子どもの権利ノート【P40】

子どもには意見や考えを自由に表現する権利があることや、児童養護施設や里親家庭等での生活の様子、自身の権利を侵害された場合の相談先等を分かりやすく説明する冊子のこと。

*子どもの貧困率【P6, 7】

17歳以下の子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合のこと。

*こども未来戦略【P4】

「若者・子育て世代の所得を増やす」「社会全体の構造や意識を変える」「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」ことを基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すもの。令和5年12月22日閣議決定。

*コミュニティ・スクール【P29, 34, 36, 50, 86】

学校運営協議会が設置されている学校のこと。学校運営や学校の課題に対して、保護者や地域住民が参画し、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育を実現していくための仕組みのこと。

さ行

*サテライトオフィス【P17】

企業や団体の本社・本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から名付けられた。

*里親【P38, 40, 43, 46, 87, 88, 90, 91, 92】

さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、自らの家庭に迎え入れて養育する人のこと。

*里親制度【P40, 46】

保護者のいない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を、都道府県等が里親に委託する制度のこと。

*里親支援センター【P40, 90, 92】

質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に実施する機関のこと。

*ジェンダー【P10, 11】

これが男らしい、これが女らしいと決めるなど、社会や文化のなかで作られた、性別に対する考え方のこと。

*思春期ほっとダイヤル【P21】

男女問わず、思春期のからだの相談を受けている山口県が設置した専用電話のこと。

相談内容：思春期のからだの相談

相談日時：午前9時30分から午後4時まで 毎日実施（祝日・年末年始を除く）

電話番号：0835-24-1140

相談員：保健師又は助産師

＊市町こども家庭センター【P19, 38, 39】

子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を統合した、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機関のこと。

＊市町子ども家庭総合支援拠点【P19】

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子ども等に関する相談全般への対応や、通所・訪問等による継続的な養育支援等を行うため、市町が設置する支援拠点のこと。

＊市町要保護児童対策地域協議会【P39】

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う地域協議会で市町が設置したもののこと。

＊児童家庭支援センター【P38, 90, 91, 92】

子どもに関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、相談員や心理担当職員など専門の職員が、問題解決に向けて必要な助言や援助等を行う施設のこと。

＊児童虐待【P4, 6, 7, 10, 11, 14, 38, 39】

児童虐待の防止等に関する法律第2条において定義された、保護者からの①身体的暴行、②性的な行為、③長時間の放置などの養育拒否、④心理的外傷を与える言動の4種類とされている行為のこと。

＊児童心理治療施設【P40】

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設のこと。

＊児童相談所【P6, 7, 28, 32, 38, 39, 40, 46, 90, 91, 93】

児童に関するあらゆる相談に応じるとともに、必要な調査、診断、判定を行い、その結果に基づいて児童やその保護者に対して必要な指導や措置を行う機関のこと。

＊児童養護施設【P25, 38, 39, 40, 46】

保護者のいない子どもや保護者に監護させることが適当でない子どもに対し、安定した生活環境を整え、生活指導、学習指導等を行い養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設のこと。

＊社会的養護【P10, 11, 14, 40, 41, 43, 88, 90】

保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うこと。

＊社会的養護自立支援拠点【P41, 93】

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかつ

た者の孤立を防ぎ、必要な支援につなげるため、生活支援や就労支援、関係機関との連絡調整を行う機関のこと。

***周産期医療【P14, 19, 21】**

妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。

***住宅確保要配慮者【P24】**

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する方のこと。

***主任児童委員【P39, 46, 53】**

児童委員との連絡調整及び児童委員の活動に対する必要な援助・協力、地域の児童健全育成活動に対する支援等を行う者のこと。厚生労働大臣が任命する。

***就職サポーター【P30】**

就職相談、求人開拓など、就職支援を行う非常勤職員のこと。

***小児慢性特定疾病【P27】**

児童等が当該疾病にかかっていることで、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定めるもの。

***少年安全サポーター【P28, 57】**

市教育委員会等を拠点に、いじめ等の学校における少年の問題行動への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言を行うなど、教育現場と警察とのパイプ役として活動する専門職員のこと。

***ショートステイ【P25, 36, 38, 86】**

疾病、疲労等により、保護者が家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設等において、一定期間（通常、7日間以内）、養育・保護を行うもの。

***初期救急【P27】**

入院や手術を必要としない患者への医療提供のこと。休日夜間急患センターや地元医師会の医師が当番で実施する在宅当番医によって行われる。

***食生活改善推進員【P19】**

市町が開催する養成講座を修了し、地域において食生活改善を中心に健康づくりのためのボランティア活動に取り組む者のこと。

***女性管理職アドバイザー制度【P50】**

県内事業所における女性管理職の登用を促進するため、県が民間で活躍する女性管理職をアドバイザーとして認定し、事業所の枠を超えて、女性管理職のロールモデルとして、他社の社員への相談支援等のサポートを行う制度のこと。

***女性健康支援センター【P21】**

思春期から更年期に至る女性に対し、思春期、妊娠、出産、更年期等の各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導を行う機関のこと。

***自立援助ホーム【P41】**

義務教育を終了し、児童養護施設を退所した児童等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、援助が必要な児童に対し、日常生活上の援助や生活指導等を行うための施設のこと。

***新基準【P7】**

OECDの作成基準に基づく相対的貧困率や子どもの貧困率の算出に用いる可処分所得（所得から税金や社会保険料等を差し引いたもので、いわゆる手取り収入に相当する。）について、2015年（平成27年）に改定された後のものこと。従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの。

***スクールガード【P55, 57】**

児童生徒の登下校時の安全を見守る学校安全ボランティアのこと。

***スクールカウンセラー【P34, 41, 46】**

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う心の専門家のこと。

***スクールソーシャルワーカー【P24, 32, 34, 41, 46】**

社会福祉等の専門的知識や技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門家のこと。

***スクールロイヤー【P34】**

法的側面からのいじめ予防教育の実施や学校における法的相談に対応する弁護士のこと。

***成育医療等基本方針【P20】**

成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することを達成するため、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第1項の規定に基づき、成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向等について定めたもの。なお、成育過程とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程をいう。

***先天性代謝異常等の疾患【P27】**

生まれつき体の中の栄養素を代謝するしくみや、ホルモンを作るしくみに異常があり、知らずに放置すると、臓器障害や知的障害、活気不良や成長障害などが起こる病気のこと。

***総合周産期母子医療センター【P21】**

母体・胎児集中治療管理室（MFICU）や新生児集中治療室（NICU）等を備え、全県において、リスクの高い妊産婦や新生児への高度な医療の提供を行う、周産期医療の中核となる施設のこと。

***相対的貧困率【P7】**

貧困線（等価処分所得の中央値の半分の額）を下回る等価処分所得（世帯の可処分

所得（収入から税金・社会保険料等を除いた手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない者の割合のこと。貧困線とは、等価処分所得の中央値の半分の額をいう。

*ゾーン30プラス【P55】

市街地等の生活道路及び通学路における歩行者等の安全を確保するため、最高速度 30 km/h の区域規制と道路管理者による物理的デバイスの設置を組み合わせ、より効果の高い対策を実施する区域のこと。

た行

*体育授業マイスター制度【P29】

小学校体育科授業において高い指導力を有する教員を「体育授業マイスター」に任命し、学校に派遣する制度のこと。

*大学リーグやまぐち【P31】

山口県内全ての大学、短期大学や県等が相互に連携し、県内大学等の魅力や地域貢献力の向上、若者の県内定着を図ることを目的として、2016年（平成28年）に設立された団体のこと。2020年（令和2年）8月に全高等専門学校、経済団体、支援機関等の参画を得て、地域連携プラットフォームとして再構築している。

*代替養育【P40, 91】

社会的養護には保護者と子どもを分離している場合と分離していない場合の両方を含むが、分離している場合を特に代替養育と呼ぶ。

*誰もが活躍できるやまぐちの企業【P49】

長時間労働の縮減や仕事と生活の両立支援に積極的に取り組み、若者、女性、高齢者、障害者等多様な人材が活躍できる職場環境づくりに成果を上げている企業として、認定された企業のこと。2017年（平成29年）8月制度創設。

*地域型保育事業【P24, 59】

保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業のこと。

*地域学校協働活動【P32, 45】

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

*地域協育ネット【P34, 37, 45, 87】

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する本県独自の仕組みのこと。

*地域子育て支援拠点【P19, 25, 45, 52, 53】

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設のこと。地域に身近な保育所などで子育てに関する相談や若い母親などの育児サークルを支援する、地域の児童環境づくりにおける子育て支援の中核的な施設。

*地域子ども・子育て支援事業【P25】

2015年（平成27年）4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づくもの。地域の実情に応じた子育て支援の充実を図るため、施設型給付とは別に、利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業など13の事業として市町村が実施している。

*地域周産期母子医療センター【P21】

産科及び小児科（新生児医療を担当するもの）等を備え、地域において、周産期に係る比較的高度な医療の提供を行う施設のこと。

*デジタル人材【P30】

AIやIoT、5Gなど未来技術（Society5.0の実現に向けた技術）を活用し、地域課題を解決・改善等する人材のこと。

*デュアルシステム【P17】

座学と企業実習を組み合わせた職業訓練のこと。

*テレワーク【P14, 48, 49】

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

*登下校防犯プラン【P57】

2018年（平成30年）5月に、新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が発生したことを受け、登下校時の総合的な防犯対策の強化に向けて、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議において2018年（平成30年）6月にまとめられたもの。

*特定妊婦【P38, 91】

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

*特別養子縁組【P40, 43, 88, 91】

何らかの理由で実親（生みの親）が育てられない子どものために、実親との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を始める制度のこと。

*トワイライトステイ【P25, 36, 38, 86】

仕事等により、保護者が平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等に、児童養護施設等において、一定期間保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

な行

*ナナメの関係【P33】

保護者でも教師でもない第三者と子どもとの新しい関係のこと。

*二次救急【P27】

入院や手術を必要とする患者への医療提供のこと。複数の病院が当番日を決めて実施する病院群輪番制病院や、病院の施設や機能を地域の医師に開放し、地元医師会の協力により実施する共同利用型病院によって行われる。

*乳幼児突然死症候群（SIDS）【P27】

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく睡眠中に突然死亡する病気のこと。原因はわかっていない。日本では、およそ6,000人～7,000人に1人の赤ちゃんがこの病気で亡くなっていると推定される。生後2ヶ月から6ヶ月に多く、まれに

1歳以上でも発症することがある。

*認定こども園【P24, 54, 59, 60, 61, 62】

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。

*妊よう性温存【P21】

がん治療により妊よう性（妊娠するための力、生殖機能）が低下することがあるため、将来の妊娠・出産の希望を残せるよう、卵子や精子の凍結等の医療を行うこと。

*ノンステップバス【P54, 58, 89】

バスの前扉から後扉の間の床面にステップ（段差）の構造のないバスのこと。

は行

*ハイリスク妊産婦・新生児【P21】

妊娠高血圧症候群、多胎妊娠等産科管理の必要な妊産婦や早産児や低出生体重児など発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性のある新生児のこと。

*発達支持的生徒指導【P34】

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるもの。

*母親クラブ【P28, 53】

「まちの子はみんなわが子」をスローガンにして、地域における子どもの健全育成や子育て支援などに取り組む地域活動組織のこと。

*ひきこもり地域支援センター【P29】

ひきこもり本人や家族等からの相談対応や支援、地域における支援体制の整備を行う機関のこと。精神保健福祉センター及び各保健所に設置。

*病児保育【P25, 36, 86】

地域の病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業のこと。

*ファミリーサポートセンター【P25, 45】

育児の援助を受けたい会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助活動を行う組織のこと。

*ファミリーホーム【P40, 43, 88, 90, 91, 92】

経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に最大5名または6名の子どもを迎え入れて養育する事業のこと。

*フィルタリング【P28, 57】

違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのこと。

*福祉総合相談支援センター【P39】

中央児童相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センターを統合した福祉に関する総合的な相談・支援機関のこと。

*不妊専門相談センター【P21】

将来子どもを持ちたい夫婦やカップルに対し、不妊症に関する医学的・専門的な相

談や不妊症による心の悩み等について医師・助産師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を行う機関のこと。

***ふれあい教育センター【P26, 32, 34】**

発達に不安や心配のある子どもの家庭教育や就学、特別支援教育等について、子どもや保護者及び教職員に対する相談・支援を行うやまぐち総合教育支援センター内の組織のこと。

***プレコンセプションケア【P11, 20】**

男女ともに早い時期から性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、将来のライフプランを考えて健康管理を行うよう促すこと。

***放課後子ども教室【P25, 35】**

放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習などの取組を実施するもの。

***放課後児童クラブ【P25, 35, 36, 45, 86】**

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る施設のこと。

***保護者支援プログラム【P39】**

児童相談所において、児童虐待を行った親に対して、親子関係再構築支援の一環として実施しているプログラムのこと。様々な手法がある。

***母子・父子自立支援員【P42】**

母子・父子家庭及び寡婦に対し、身上相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う者のこと。

***母子家庭等就業・自立支援センター【P42】**

母子家庭の母等に対して、就業相談、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行う施設のこと。

***母子生活支援施設【P42】**

母子を保護するとともに、母子の家庭生活に応じ、就労、家庭生活及び子どもの教育に関する相談や助言を行い、自立を支援する施設のこと。

***母子父子寡婦福祉資金【P42】**

母子・父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を目的とした貸付金のこと。資金の申込み等は居住地の市町を通じて実施。

***母子保健推進員【P19, 20, 46, 53】**

地域に密着した母子保健事業を推進するために、市町から委嘱を受け、乳幼児の家庭訪問や健診のサポート、子育てサークルの開催など、市町における母子保健推進活動を行う者のこと。

ま行

***マタニティマーク【P20】**

妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの。さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が、その取組や呼

びかけ文を付してポスターなどとして掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進する。

***まちかどネウボラ【P19, 22, 85】**

地域子育て支援拠点のうち、母子保健相談機能を強化するため、研修受講など一定の要件を満たしたものに対し、県が認定したもの。

***学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）【P34】**

不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保のため、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校のこと。

***民生委員・児童委員【P19, 52】**

住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、児童、障害者、母子・父子家庭などの様々な相談や調査、援助活動をする者のこと。厚生労働大臣が委嘱する。

や行

***やまぐち型家庭教育支援チーム【P32, 37, 87】**

概ね中学校区において、家庭教育アドバイザー、PTA、地域の子育て経験者等の地域人材で編成された家庭教育支援チームのこと。

***やまぐち型地域連携教育【P32】**

（義務教育段階）コミュニティ・スクールが核となり、本県独自の地域協育ネットの仕組みを活かして、各中学校区で地域のネットワークを形成し、学校、家庭、地域が連携・協働することにより、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する取組のこと。

***やまぐち型社会連携教育【P32】**

（高校教育段階）「社会に開かれた教育課程」の理念の下、学校・学科の特色や専門性に応じて広く社会と連携し、子どもたちの豊かな学びの実現を支援する取組のこと。

***やまぐち教育応援団【P30】**

社会全体による教育の推進のため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体、地域人材等を認証・登録する制度のこと。2008年（平成20年）に創設し、2024年（令和6年）1月末時点で4,872人の事業所等団員を登録。

***やまぐち結婚応援センター【P14, 15, 18, 85】**

20歳以上の結婚を希望する独身の方の出会いのサポートをするため、2015年度（平成27年度）に県が設立したセンターのこと。愛称は「出逢いませ山口」。

***やまぐち結婚応援企業【P15】**

社会全体で出会いと結婚を応援する気運を高めるため、職場のつながりを生かした縁結びの取組を進め、企業内婚活サポーターを設置する企業・団体で「やまぐち結婚応援企業」に登録した企業のこと。

***やまぐち結婚応援団【P15】**

民間による結婚に向けた出会いの場づくりを促進する取組のこと。趣旨に賛同し、出会いの場づくりを行う団体等を登録し、団体等が実施する出会いの場づくりの情報等をホームページで紹介。

***やまぐち結婚応援パスポート【P16】**

新たに結婚する世帯等に対し、社会全体で結婚を応援する気運を高めるとともに、新婚夫婦等の経済的負担の軽減を図るため、協賛事業所から優待サービスを受けることができる制度のこと。愛称は「ハピちよるパスポート」。

***山口県居住支援協議会【P23】**

山口県における住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会等で組織された協議体のこと。

***山口県子ども読書支援センター【P29】**

「山口県子ども読書推進計画」に基づき、県における子どもの読書活動を総合的に推進するため、家庭、地域、学校等における取組を支援する機関のこと。

***山口県子ども・若者支援地域協議会【P29】**

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子どもや若者とその家族に対し、教育や福祉などの関係機関が連携して支援を行うために設置された協議会のこと。

***山口県青少年育成県民会議【P28, 54】**

県、市町、青少年団体等と連携して、青少年の健全育成を目的とした活動を行う組織のこと。体験活動の推進や、心豊かで明るい家庭を目指す「家庭の日」運動、青少年の社会参加活動「少年の主張コンクール」等を実施。

***山口県発達障害者支援センター【P26】**

発達障害児者とその家族に対する専門的相談・助言を行い、発達支援及び就労の支援、関係機関等への情報提供や研修、連絡調整を行う機関のこと。

***山口県もっと育休奨励金【P50】**

企業等における育児休業等取得を促進するとともに、男性の育児休業取得期間の長期化を進めることで男性の育児・家事関連時間を増加させる等、共育での機運を醸成するため、「やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度」により登録した事業者が従業員の育児休業取得を推奨する取組を実施した場合に、当該事業者に対して奨励金を支給する制度のこと。

***やまぐち子育て応援パスポート制度【P52, 82】**

社会全体で子育てを応援するため、18歳未満の子どもや妊娠中の人のいる家庭が、協賛事業所から料金の割引やポイントサービス等を受けることができる制度のこと。

***やまぐち子育て県民運動【P53】**

社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを進めるため、平成15年(2003年)8月から山口県独自に取り組んでいる、県民総参加で子育て支援の輪を広げる運動のこと。

***やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター【P53】**

地域の子育て支援ネットワークを強化し、地域における自主的・主体的な子育て支援活動の促進等を図るため、様々な人材や機関、団体等と連携しながら地域交流やネットワークづくりを促進していく人材として認定された者のこと。

***やまぐち子育て連盟【P14, 52, 82】**

若い世代が希望を叶え、安心して結婚し、妊娠・出産、子育てが出来る切れ目ない

支援を、やまぐち子育て県民運動として、企業、地域、行政等が、協働して展開する団体のこと。社会全体で子どもや子育て家庭を支える気運の醸成を図っている。

***やまぐち子ども・子育て応援コンソーシアム【P52】**

子どもと子育てにやさしい社会づくりを推進するために、企業・団体等の分野を超えた連携により、従来の発想にとらわれない幅広い視点から施策の検討を行い、実行するための推進体制のこと。

***やまぐち子ども・子育て応援ファンド【P52】**

民間企業等から寄附を募り、県費と合わせて組成し、子育て支援や子どもの貧困対策等に取り組む団体の主体的な活動に対して助成を実施する基金のこと。

***やまぐち婚活応援隊【P16】**

地域等のつながりを生かした結婚支援の取組を推進するため、独身者やその関係者に対して行政等が実施する結婚支援情報の情報発信を行うボランティアのこと。

***山口しごとセンター【P16, 17, 49】**

全年齢の求職者及びUJI ターン希望者を対象に、個別就職相談・情報提供・職業紹介等の支援を一貫して行うために、県が設置しているワンストップサービスセンターのこと。

***やまぐち女性の活躍推進事業者【P50, 51, 88】**

女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を積極的に行う事業者に対し、広報や必要な情報提供等を通してその活動を支援するための制度に登録した事業者のこと。

***やまぐち“とも×いく”応援企業登録制度【P48, 52, 82】**

「育児休業取得率100%」及び「1箇月以上の育休取得」を推奨する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、男女ともに希望どおり、育児休業を取得することが当たり前となり、働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業を登録する制度のこと。令和6年（2024年）2月創設。

***やまぐち働き方改革支援センター【P48, 49】**

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、長時間労働の縮減、女性の活躍促進、若者等の就職支援や職場定着促進等などの幅広い「働き方改革」に係る企業や従業員からの相談にワンストップで対応する窓口のこと。

***やまぐち働き方改革推進会議【P48】**

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、女性の活躍促進、長時間労働の是正その他の「働き方改革」に関する施策を先進的に実施するため、知事をトップに、労働団体、経営者団体、金融機関、大学、学識経験者、行政機関等により設立した組織のこと。

***やまぐち版ネウボラ【P14, 19】**

妊娠期から子育て期まで手厚い支援を行うフィンランドの取組（ネウボラ）を参考に、市町子ども家庭センターを中心とした切れ目のない地域の相談支援体制を全県で推進する山口県独自の取組のこと。

***ヤングケアラー【P4, 6, 8, 10, 11, 14, 31, 43】**

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

***ユニバーサルデザイン【P54, 55】**

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

***幼児教育アドバイザー【P24】**

幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う者のこと。

ら行

***ライフデザイン教材【P16】**

未来を担う若い世代が、自らの進路を選択する際、結婚、出産、子育て等のライフイベントも踏まえ、総合的に考えることができるよう、家庭科の授業等で活用できる高校生向けの教材「Life design guide」のこと。2019年（平成31年）3月に作成。

***リスキリング【P17】**

業務上必要とされるスキルの大幅な変化に適応するため、必要なスキルを獲得する・させること。

***リモートワーク【P17】**

オフィスから離れた遠隔地で働く勤務形態のこと。

わ行

***ワーク・ライフ・バランス【P48, 49】**

仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て等の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つ健康で豊かな生活ができること。